

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会 審査方針

令和2年2月 20 日

ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令和元年法律第 55 号。以下「法」という。)第 13 条第5項の規定による審査の方針は以下のとおりとする。

- ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、審査において、請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行う。

- 具体的な判断に当たっては、関係者の証言や陳述等の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。